

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 法人後見事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する法人後見業務（以下「後見業務」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の趣旨)

第2条 後見業務は、認知症高齢者、知的障がい者および精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人または補助人（以下「成年後見人等」という。）となることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを趣旨とする。

(後見業務)

第3条 本会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 成年後見人等としての業務
- (2) その他前条の趣旨に合致すると認められる業務

2 本会は、後見業務を行うため、原則として月1回、成年被後見人等の居所を訪問する。

(財産目録の作成等)

第4条 本会は、成年後見人等に就任したときは、すみやかに財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、収支予定表および身上監護計画を策定する。

(管理物件の保管)

第5条 成年被後見人等の財産のうち権利証等の重要書類は、原則として、本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは本会の事務所に備える耐火性の金庫に保管することができる。

- (1) 預貯金通帳（日常的に使用するもの）
- (2) 金融機関届出印
- (3) 現金（一時的なもの）
- (4) その他前各号に準ずると本会が認めるもの

(財産管理の考慮事項)

第6条 本会は、成年被後見人等の財産を管理するにあたっては、専ら成年被後見人等の利益のみを考慮してその内容を決定するものとし、当該成年被後見人等の親族等利害関係を有する者の同意を要しないものとする。ただし、その意見を聞くことを妨げない。

(費用)

第7条 後見業務に要する費用については、成年被後見人等の負担とする。やむを得ない事情により本会の財産から立て替えて費用を支出した場合は、これを求償することができるものとする。

(台帳の整備)

第8条 本会は、後見業務の処理の状況を記録するため、成年被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。

(法人後見支援員)

第9条 本会は、従事する職員の業務を補助する法人後見支援員を置くことができる。

(法人後見運営委員会)

第10条 後見業務の実施にあたり、成年被後見人等の権利を擁護するとともに、業務の公正性および専門性を確保するため、「法人後見運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(後見業務の対象者の要件)

第11条 秋田市内に居住で、紛争性が無く、次の各号のうちどれか一つに該当する方。

- (1) 市長申立てをする方で、他に適切な後見人等が得られない方
- (2) 原則として高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方
- (3) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)利用者で判断能力が低下した方のうち、第1号か第2号に当てはまる方
- (4) 本会および運営委員会が特に必要と認める場合

2 成年後見人等の受任は前項各号に規定する対象者について、経済的な理由から他に適切な後見人等を得られない方や、虐待による深刻な権利侵害を受けている方を優先し、必要性、受任能力、成年被後見人等との利益相反関係、秋田市長による後見開始等の申立てへの対応等の観点から本会が適当と認めた場合にこれを受任する。

(報酬付与の審判の申立て)

- 第12条 本会は、後見業務の報酬について、成年被後見人等の資産等の状況により、家庭裁判所に報酬付与の審判を申立てすることができる。
- 2 成年被後見人等の収入の状況に応じて、成年後見制度利用支援事業の申請を行うものとする。

(類型の移行申請)

- 第13条 本会は、成年被後見人等について、意思能力の程度に変化があったと認める場合において必要があるときは、それぞれ家庭裁判所に申立てするものとする。
- (1) 成年被後見人である場合にあつては保佐開始または補助開始の審判
 - (2) 被保佐人である場合にあつては後見開始または補助開始の審判
 - (3) 被補助人である場合にあつては後見開始または保佐開始の審判
- 2 後見監督人、保佐監督人、補助監督人が必要な場合は、適宜その選任の申立てを行う。

(辞任)

- 第14条 本会は、成年被後見人等が秋田市の区域外に転出し、またはその他の特別な事由により後見業務を継続して行うことが困難になったときは、家庭裁判所に成年後見人等の辞任の申立てをすることができる。この場合において、第10条の手続きを経たうえで、申立てするものとする。

(法人後見業務の終了)

- 第15条 本会は、成年被後見人等が次のいずれかの事項に該当する場合は、法人後見業務を終了するものとする。
- (1) 成年被後見人等が死亡したとき。
 - (2) 後見開始、保佐開始及び補助開始の審判が取り消されたとき。
 - (3) 本会が家庭裁判所に成年後見人等の辞任の許可の申立を行い、家庭裁判所により辞任を許可する審判がされたとき。
 - (4) 本会が後見業務を廃止したとき、又は法人組織を解散したとき。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。